

新型コロナウイルス感染症対策 買い物時の注意

買い物をする際は、感染予防を徹底し、「密」を避けることなどが重要です。以下のポイントに注意し、落ち着いた購買行動を心掛けましょう。(参考：農林水産省・経済産業省・消費者庁)

感染予防

買い物の際は、咳エチケットを守り、前後に手洗い・消毒をしましょう。



みんなで協力

従業員のみなさんも頑張っています。店舗によっては買い物の仕方などを制限する場合がありますので協力しましょう。



人との距離を保つ

レジなどで人との距離を空けることで感染のリスクを下げましょう。



買い物は少人数で

荷物の量などに応じて、できる限り少人数での買い物を心掛けましょう。



滞在時間に注意

事前に何を購入するか決めた「お買い物メモ」を準備し、店での滞在時間をできるだけ短くしましょう。



「密」を避ける

買い物は、混んでいる時間に行くことを避けましょう。



買いだめはやめましょう

食料品の過度な買いだめや買い急ぎは、食べきれず食品ロスなどにつながります。正しい情報を見極め、惑わされず、必要な分だけを買うように心掛けましょう。



転売目的の購入はやめましょう

転売目的の購入は望ましくない行為です。食料品や生活必需品が必要な人に届くようにしましょう。



新型コロナウイルス感染症 各種猶予制度について

国民健康保険税の猶予制度

▷本人か家族が感染したことにより国民健康保険税を一時的に納付できない▷納付により事業の継続や生活の維持が困難になる恐れがある——場合、最大で1年間、納税などを猶予できる場合があります。

市国保年金課(徴収グループ)
☎744-0436

水道料金など納入の相談

収入が大幅に減少したなどの事情により水道料金・下水道使用料の支払いが難しい人を対象に相談を受け付けています。

市上下水道局水道サービスステーション
☎783-1601

後期高齢者医療制度保険料の猶予制度

▷失業などにより所得の著しい減少があった▷他の被保険者や世帯主の死亡などにより世帯所得が軽減判定基準以下になった——場合、保険料の減免や一定期間保険料の徴収が猶予できる場合があります。

市後期医療福祉課☎784-8041

介護保険料の減免および徴収猶予制度

▷生計を主として維持する人の死亡などにより収入が著しく減少した▷事業、業務の廃止か休止により収入が著しく減少した——などの場合、保険料の減免や一定期間保険料の徴収が猶予できる場合があります。

市介護保険課☎784-8037

国・市税の納付延期と猶予制度など

【税金の納付・手続きの期限延期】

期限までに①個人・法人市民税②固定資産税③軽自動車税④市たばこ税⑤国税——などの納税や手続きができない場合は相談を。

【⑥市税の猶予制度の特例】

収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した人は、1年間の徴収の猶予が受けられます。対象は2月1日から来年1月31日までに納期限が到来する税。担保の提供は不要、延滞金もかかりません。同特例に該当しない場合も、他の猶予制度を利用できる場合があります。

【⑦軽自動車税の郵送手続き】

原動機付自転車の標識交付などを郵送で受け付けます。必要書類などは市ホームページ(二次元コードから読み取り可)で確認を。

①③④⑦は市市民税課☎784-8022②は市資産税課☎784-8023⑤は国税局猶予相談センター☎06-6630-3680⑥は市徴収課☎784-8026

